

質問に対する回答について
工事名) 常磐自動車道 R 8 仙台東管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書のP29の一覧表の下に記載されている「①各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。」とありますが、規制の設置・撤去の必要人数が、設計図には明記されておりません。交通規制図の配置人数で、設置・撤去もすると考えてよろしいでしょうかご教示お願いします。	御社で必要な費用を積算ください。 なお、図面に追加情報を記載するため後日訂正公告を行います。
2	本線閉鎖規制 A (常磐道上り線) の場合、交通監視員の配置人数は、左下の表より 2 人と考えられますが、事前車線規制からとすると時間が 18:00～5:00 である為、積算基準より 2 班体制での規制となります。1 班目は車線規制設置作業、2 班目も車線規制撤去作業が伴う事を踏まえ、1 班当たり何人体制で考えたらよいかご教示お願いします。	積算の内容についてはお答えすることはできません。 御社で必要な費用を積算ください。
3	車線規制 (常磐道) A の場合、交通監視員の配置人数は、左下の表より 5 人と考えられます。また、規制時間が 6:00～17:00 である為、積算基準より 2 班体制での規制となりますので、1 班目は、交替要員プラス 1 人で 6 人体制、2 班目は拘束時間が 6.5h と考えられるので、交替要員無しの 5 人体制という事でよろしいでしょうか。また、交替要員が必要となる時間帯を決めているのであれば、ご教示お願いします。	積算の内容についてはお答えすることはできません。 御社で必要な費用を積算ください。
4	左記の車線規制(東部道)Aの規制時間が9:00～17:00となっております。この場合について、積算基準より 2 班体制で、1 班目は拘束時間 9h となり、2 班目は拘束時間が 3.5h になると考えられます。1 班目は交替要員をプラス 1 人の 6 人体制、2 班目については 5 名体制ですが、拘束時間が通常の半分以下の為、2.5 人分として当初は計上しているのでしょうかご教示お願いします。	積算の内容についてはお答えすることはできません。 御社で必要な費用を積算ください。